


所管部課	市民部 市民課	部長	村上 敏彰	
件名	立野一丁目土地区画整理事業に伴う町区域の変更について			
		区分	○	1 審議事項
				2 報告事項
関係事項	条例規則	地方自治法第260条第1項 土地区画整理法第103条第4項		
	部課機関	都市建設部 区画整理課		
1. 要 旨				
<p>立野一丁目土地区画整理事業の進捗に伴い、立野一丁目と二丁目の町丁目界を、市道第661号線の東側から当該道路を取り込む形で完成している都市計画道路7・5・1号下北台線の東側に変更するものである。町区域の変更については、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議会の議決が必要となるため、第3回市議会定例会へ上程するものである。</p> <p>(1) 変更内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>町丁目界を市道第661号線東側から都市計画道路7・5・1号下北台線東側に変更する。</li> <li>変更となる町区域は同道路内の土地21筆の一部ないし全部及び無番地の赤道で、面積としては約2,221㎡が、立野一丁目から立野二丁目の区域となる。(詳細は別紙の町区域変更調書・町区域変更参考図を参照)</li> <li>施行日については、土地区画整理法第103条第4項の規定に基づき、東京都による換地処分公告のあった日の翌日から施行することとなる。</li> </ul> <p>(2) 影響及び効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>立野一丁目土地区画整理事業の完成に向けた円滑な進捗(換地処分公告を平成31年2月～3月に予定)に資する。</li> </ul>				
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)				
<p>平成11年12月 平成11年第4回市議会定例会へ上北台地区の町区域変更を上程 (上北台地区事業区域内の立野一・二丁目の町区域を先行して変更)</p> <p>平成29年11月 区画整理事業の公共施設工事、移転補償終了</p> <p>平成29年12月 区画整理課は立野地区の換地処分に向けた換地計画を作成開始</p>				
3. 留意事項 (問題点等)				
<p>土地区画整理事業区域内の町丁目界及び新番地への移行に伴い、関係各課は、それぞれの担当事務が円滑に進められるよう準備が必要である。</p>				
4. 主管部処理案 (検討結果等)				
<p>平成30年第3回市議会定例会に議案として提出したい。</p>				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。